



茨城県報

第 114 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 18 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 公園事業の一部決定 (自然環境課) 1
- 受胎調節実地指導員の指定 (2 件) (少子化対策課) 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 4
- 令和 2 年度家畜商講習会開催要領 (畜産課) 5
- 種畜証明書の交付 (畜産課) 10
- 木材業者等としての登録票の書換え (林政課) 11
- 保安林の指定 (林業課) 11
- 土地改良区の合併及び定款変更の認可 (農村計画課) 12
- 土地改良区の解散 (農村計画課) 12
- 定款変更の認可 (3 件) (農村計画課) 12
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 13
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課) 13

(教 育 委 員 会)

- 物品売払代金の徴収事務の委託 14

公 告

- 令和 2 年度職業訓練指導員試験実施公示 (労働政策課) 15

告 示

茨城県告示第667号

自然公園法 (昭和32年法律第161号) 第 9 条第 2 項の規定により水郷筑波国定公園 (筑波地域) の公園事業の一部を決定したので、同条第 4 項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、当該公園事業の位置を表示した図面は、茨城県県民生活環境部自然環境課及びつくば市観光推進課に備えて公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

事業の名称及び種類	位 置
御幸ヶ原つつじヶ丘給水施設整備事業	茨城県つくば市筑波地内

縦覧期間

令和 2 年 6 月 19 日から令和 2 年 7 月 2 日まで

茨城県告示第668号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和2年6月8日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 矢作 佳那子

住所 茨城県水戸市笠原町1240番地の4

茨城県告示第669号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和2年6月11日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 森嶋 三千代

住所 茨城県筑西市門井1980番地54

茨城県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

みずほ丸紅リース株式会社

代表取締役 秋吉 満

(2) 住所

東京都千代田区四番町6番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ研究学園店

つくば市研究学園三丁目24番

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) サンキ研究学園店

(変更後) サンキ研究学園店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
エムジーリース株式会社	東京都千代田区一ツ橋二丁目 1 番 1 号	藏元 正隆

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
みずほ丸紅リース株式会社	東京都千代田区四番町 6 番地	秋吉 満

(3) 変更の年月日

ア 平成31年 4 月 19 日

イ 令和 2 年 5 月 18 日 外

(4) 変更する理由

ア 店舗名称が確定したため

イ 設置者の名称, 住所, 代表者氏名に変更があったため

3 届出年月日

令和 2 年 6 月 8 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第671号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

みずほ丸紅リース株式会社

代表取締役 秋吉 満

(2) 住所

東京都千代田区四番町 6 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックハウスみどりの店

つくば市みどりの二丁目39番1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) みどりの A38 街区 P J

(変更後) ビックハウスみどりの店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
エムジーリース株式会社	東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号	藏元 正隆

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
みずほ丸紅リース株式会社	東京都千代田区四番町6番地	秋吉 満

(3) 変更の年月日

ア 平成31年4月23日

イ 令和2年5月18日 外

(4) 変更する理由

ア 店舗名称が確定したため

イ 設置者の名称, 住所, 代表者氏名に変更があったため

3 届出年月日

令和2年6月8日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第672号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し, その意見書は, 本日から1月間縦覧に供する。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスカード牛久ショッピングセンター

牛久市牛久町280番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第1項)

令和2年5月28日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 2 年 5 月 20 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第673号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づく家畜商講習会の開催要領を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 2 年度家畜商講習会開催要領

1 目 的

家畜商法第4条の2第1項の規定に基づき家畜商業務の健全な運営を図り、もって家畜取引の公正を期すため、新たに家畜取引の業務に従事しようとする者に、その業務に関し必要な知識を習得させる。

2 主 催

茨城県

3 開催日時

令和 2 年 11 月 5 日（木）及び 11 月 6 日（金）の 2 日間

両日とも午前 9 時から午後 5 時まで

4 開催場所

茨城県畜産センター 研修室

茨城県石岡市根小屋1234 TEL : 0299-43-3333

5 受講者の資格

家畜商法第3条の規定による家畜商免許を受けようとする者

6 受講手続

(1) 提出書類

ア 令和 2 年度家畜商講習会受講申請書（様式第 1 号）

イ 上半身正面脱帽での写真 2 枚（縦 2.5cm×横 2.4cm）

ウ 家畜商講習手数料として 3,400 円（茨城県収入証紙）

（令和 2 年度家畜商講習会受講申請書に貼付）

エ その他の添付書類

家畜商法施行規則第 4 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する者（獣医師法第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法第 16 条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者）で、家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（様式第 2 号）に獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添付して提出する。

(2) 提出期限

令和 2 年 10 月 2 日（金）※期限厳守

(3) 提出先

茨城県農林水産部畜産課畜政担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 電話 029-301-3982

(4) 受講通知, 受講者のとりまとめ

畜産課は令和2年度家畜商講習会受講申請書を受理後, 受講申請者へ令和2年度家畜商講習会受講票(様式第3号)を送付する。

7 講習課目及び時間

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4 時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4 時間 |
| (3) 家畜の悪癖, 機能障害及び疾病 | 6 時間 |

8 受講者の留意事項

- (1) 受講者は, 講習会当日は午前8時50分までに会場に到着し, 受付に令和2年度家畜商講習会受講票(様式第3号)を提示すること。
- (2) 受講者は, 筆記用具を持参すること。また, 昼食を各自手配すること。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは, 退場を命ずることがある。
- (4) 講習会場においては, 講師又は係員の指示に従うこと。

9 修了証明書の交付

本講習会を修了した者に対し, 修了証明書を交付する。

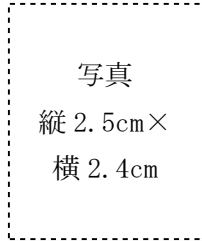
10 その他

この講習会に用いるテキスト(「最新版 家畜取引の知識」平成23年6月発行, ぎょうせい社刊, 3,238円+消費税)は, 購入希望者に講習会初日の受付にて実費で販売するので, 申請書の所定の欄に○印をつけること。

(様式第 1 号)

令和 2 年度家畜商講習会受講申請書

令和 2 年 月 日



茨城県知事 殿

申請者住所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

家畜商講習会を受講したいので、令和 2 年度家畜商講習会開催要領に基づき申請します。

茨城県収入証紙ちょう付欄

県収入証紙

※受講手数料として 3,400 円相当の茨城県収入証紙を消印せず貼付してください。

【講習会テキスト(「最新版 家畜取引の知識」ぎょうせい社刊)の購入について】 (○を付けて下さい)

- ・購入を希望します (1 冊 3,238 円+消費税)
- ・購入を希望しません

(様式第 2 号)

講習時間の特例措置適用申請書

令和 2 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者住所
電 話 番 号
氏 名 印

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、家畜商法施行規則第 4 条第 1 号 (獣医師免許証の写し) , 2 号 (家畜人工授精師免許証の写し) に掲げる書類を添えて、下記により申請する。

記

家畜商法施行規則第 4 条 (第 1 号, 第 2 号) に該当するため

(様式第 3 号)

令和 2 年度家畜商講習会受講票

写真
縦 2.5cm×
横 2.4cm

受講番号 号

受講者氏名	
受講者住所	
開催年月日	1 日目 令和 2 年 11 月 5 日 (木) 9 時～17 時 2 日目 令和 2 年 11 月 6 日 (金) 9 時～17 時
開催場所	石岡市根小屋 1234 茨城県畜産センター 研修室

受講上の留意事項

- (1) **受講票は、講習会当日必ず持参し、受講中は机上に提示して下さい。**
- (2) 筆記用具及び昼食を各自準備して下さい。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは、退場を命ずることがあります。
- (4) 講習会場においては、講師又は係員の指示に従って下さい。
- (5) この講習会に用いるテキスト（「最新版 家畜取引の知識」ぎょうせい社刊 3,238 円＋消費税）は、講習会初日に受付にて実費で販売します。

茨城県農林水産部畜産課

令和2年度 家畜商講習会 日程・講習科目

第 1 日 (11月 5 日 (木))

	講習科目	内 容	講 師	特例措置	
				獣医師	人工授精師
	8:50～ 9:00	受付, 開講式			
1	9:00～10:00	家畜の取引に関する法令:1 家畜商法, 家畜取引法の基礎知識 本県畜産の概要	畜産課 畜政G		
2	10:00～11:00	家畜の取引に関する法令:2 価格安定制度, 家畜排せつ物法	畜産課 経営環境G		
3	11:00～12:00	家畜の取引に関する法令:3 飼料安全法・配合飼料基金	畜産課 生産振興G		
	12:00～13:00	昼休み			
4	13:00～14:00	家畜の品種及び特徴:1 乳用牛	畜産センター	免除	免除
5	14:00～15:00	家畜の品種及び特徴:2 豚	養豚研究所	免除	免除
6	15:00～16:00	家畜の品種及び特徴:3 肉用牛	肉用牛研究所	免除	免除
7	16:00～17:00	家畜の品種及び特徴:4 その他の家畜	畜産センター	免除	免除

第 2 日 (11月 6 日 (金))

	講習科目	内 容	講 師	特例措置	
				獣医師	人工授精師
1	9:00～10:00	家畜の悪癖, 機能障害及び疾病:1 家畜疾病全般	畜産課 衛生・安全G	免除	
2	10:00～11:00	家畜の悪癖, 機能障害及び疾病:2 家畜疾病全般	畜産課 衛生・安全G	免除	
3	11:00～12:00	家畜の悪癖, 機能障害及び疾病:3 乳牛, 肉牛, 豚の悪癖, 機能障害	畜産課 衛生・安全G	免除	
	12:00～13:00	昼休み			
4	13:00～14:00	家畜の取引に関する法令:4 家畜商組合について	家畜商業協同組合		
5	14:00～15:00	家畜の悪癖, 機能障害及び疾病:4 家畜伝染病予防法, 飼養衛生管理基準	畜産課 衛生・安全G	免除	
6	15:00～16:00	家畜の悪癖, 機能障害及び疾病:5 家畜伝染病予防法, 飼養衛生管理基準	畜産課 衛生・安全G	免除	
7	16:00～17:00	家畜の悪癖, 機能障害及び疾病:6 牛トレーサビリティ法	畜産課 衛生・安全G	免除	
	17:00～	閉講式			

※講師の都合により時間割の変更もあります。

《特例措置による講習の免除科目について》

・ 獣医師免許又は家畜人工授精師免許を取得している方で, 特例措置の申請をされた方のみ, 「免除」と書かれている科目が免除になります。

茨城県告示第674号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第 4 条第 1 項第 2 号の規定による令和 2 年度臨時種畜検査に合格し, 種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので, 同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和 彦

<種畜検査名簿>

種畜証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	飼養者	
				住 所	氏 名
32008990001	ボナビスタ ローズ イバラキ2019 4 166	大ヨークシャー 種	令和元年 8月16日	稲敷市	茨城県畜産センター 養豚研究所
32008990002	ボナビスタ ローズ イバラキ2019 4 170	大ヨークシャー 種	令和元年 8月16日	稲敷市	茨城県畜産センター 養豚研究所
32008990003	ボナビスタ ローズ イバラキ2019 4 177	大ヨークシャー 種	令和元年 8月18日	稲敷市	茨城県畜産センター 養豚研究所
32008990004	ローズ D-1 イバラキ2019 5 0134	デュロック種	平成31年 3月15日	稲敷市	茨城県畜産センター 養豚研究所
32008990005	ローズ D-1 イバラキ2019 1 0212	デュロック種	平成31年 4月27日	稲敷市	茨城県畜産センター 養豚研究所
32008990006	ローズ D-1 イバラキ2019 1 0331	デュロック種	令和元年 6月7日	稲敷市	茨城県畜産センター 養豚研究所

茨城県告示第675号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

区 分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
						所在地	名 称		
変更前	4518	H30.8.1	東京都渋谷区代々木2-12-2	高 遠 裕 之	㈱カタログ ハウス	石岡市小見 1048-1	㈱カタログ ハウス ソ ロー事業部	木製ペレ ット製造・素 材生産業	
変更後	同上	同上	同上	松 尾 隆 久	同上	同上	同上	同上	

茨城県告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する森林の所在場所

笠間市上加賀田字沢口1779番1, 字近藤峯1780番1, 1781番, 1782番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 茨城県告示第677号

令和 2 年 5 月 22 日付けで河間土地改良区から申請のあった山王堰土地改良区を吸収合併し、及び定款を変更することについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 12 日認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第678号

筑西市羽方206番地 2 に事務所を置く山王堰土地改良区は、令和 2 年 6 月 12 日付けで河間土地改良区に吸収合併され解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

#### 茨城県告示第679号

玉里土地改良区から令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 10 日認可した。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第680号

荃崎村外五ヶ町村土地改良区から令和 2 年 4 月 8 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 10 日認可した。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

#### 茨城県告示第681号

便無山下土地改良区から令和 2 年 4 月 10 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 2 年 6 月 11 日認可した。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年6月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
坂東市辺田字三角644番2地先から 坂東市辺田字三本松1093番24まで	旧	メートル 最大 25.4 最小 9.5	メートル 52	
	新	最大 45.0 最小 10.0	52	現道拡幅 (交差点改良)

茨城県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年6月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字蛇池字宮前399番9地先から
猿島郡境町大字山崎字榎田2609番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月3日

茨城県告示第684号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（水防災・砂防対策室）及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

令和2年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 区域の名称
東真鍋町7地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から30号までを順次右回りに結んだ線、及び標柱1号と標柱30号を結んだ線に囲まれた区域。

市 名	町・大字名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
土浦市	東真鍋町		1674-2	①	
土浦市	東真鍋町		2808-1	②	
土浦市	東真鍋町		2808-1	③	
土浦市	東真鍋町		2808-1	④	
土浦市	東真鍋町		2808-1	⑤	
土浦市	東真鍋町		2808-1	⑥	
土浦市	東真鍋町		2600	⑦	
土浦市	東真鍋町		2602+2603	⑧	
土浦市	東真鍋町		2602+2603	⑨	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑩	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑪	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑫	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑬	
土浦市	東真鍋町		2578-8	⑭	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑮	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑯	
土浦市	東真鍋町		2609-1	⑰	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑱	
土浦市	東真鍋町		2601-1	⑲	
土浦市	東真鍋町		2609-1	⑳	
土浦市	東真鍋町		2577-2	㉑	
土浦市	東真鍋町		2577-4	㉒	
土浦市	東真鍋町		2578-17	㉓	
土浦市	東真鍋町		2578-19	㉔	
土浦市	東真鍋町		2578-8	㉕	
土浦市	東真鍋町		2578-9	㉖	
土浦市	東真鍋町		2578-4	㉗	
土浦市	東真鍋町		1674-2	㉘	
土浦市	東真鍋町		1674-2	㉙	
土浦市	東真鍋町		1674-2	㉚	

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

**茨城県教育委員会告示第11号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県立海洋高等学校実習船鹿島丸の漁獲物の三浦市三崎水産物地方卸売市場における物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月18日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

- 1 委託先  
神奈川県三浦市天神町 4 番 6 号  
株式会社や印
- 2 委託の内容  
茨城県立海洋高等学校実習船鹿島丸の漁獲物の三浦市三崎水産物地方卸売市場における物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間  
令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

~~~~~

公 告

●令和 2 年度職業訓練指導員試験実施公示

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 6 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 試験を実施する職種
全職種（指導方法のみ）
- 2 試験の科目
学科試験のうち指導方法のみを行い、その試験科目は次のとおりである。

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
全職種	/	1 指導方法 (職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規)

- 3 試験の免除
実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)

免除を受けることができる者	免除の範囲
短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であつて、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	溶接科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）による建設機械施工の1級の技術検定の合格証明書を有する者	建設機械科に係る学科試験のうち関連学科
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）による第1種冷凍機械責任者の免状を有する者	冷凍空調機器科に係る学科試験のうち関連学科
電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）による第1種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	発電電科に係る学科試験のうち関連学科
電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）によるエネルギー管理士免状を有する者	電気科に係る学科試験のうち関連学科
電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状を有する者	送配電科に係る学科試験のうち関連学科
電気工事士法による第1種電気工事士の免状を有する者	電気工事科に係る実技試験のうち電気工事
電気事業法施行規則による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者若しくは第3種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	電気工事科に係る学科試験のうち関連学科
電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	電子科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
昭和48年通商産業省令第71号による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	電子科に係る学科試験のうち関連学科

免除を受けることができる者	免除の範囲
自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級大型自動車整備士，1級小型自動車整備士，1級二輪自動車整備士，2級ガソリン自動車整備士，2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士，平成12年運輸省令第35号による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年運輸省令第23号による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士，1級小型自動車整備士，2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士，平成12年運輸省令第35号による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年運輸省令第23号による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車車体整備科に係る実技試験のうち自動車整備（内燃機関を除く。）及び学科試験のうち関連学科（車枠及び車体整備法を除く。）
自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車車体整備科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証書を有する者	航空機製造科に係る学科試験のうち関連学科
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者及び航空法（昭和27年法律第231号）による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	航空機整備科に関して，航空機国家試験合格者については，学科試験のうち関連学科，その他の者については実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を有する者	建築科，枠組壁建築科，ブロック建築科，防水科及びプレハブ建築科に係る学科試験のうち関連学科
エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者	熱絶縁科に係る学科試験のうち関連学科
測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者	測量科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	ボイラー科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士の免状を有する者	ボイラー科に係る学科試験のうち関連学科
電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	電気通信科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験，歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	臨床検査科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する者	臨床検査科に係る学科試験のうち関連学科
公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験，平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	事務科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証明書を有する者	事務科に係る実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	和裁科に係る実技試験の全部

免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験，平成28年経済産業省令第102号による改正前の情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験，平成21年経済産業省令第59号による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験，平成19年経済産業省令第79号による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験，平成12年通商産業省令第329号による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験又は平成6年通商産業省令第1号による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者</p>	<p>情報処理科に係る学科試験のうち関連学科</p>
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者</p>	<p>建築物衛生管理科に係る学科試験のうち関連学科</p>
<p>児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの</p>	<p>介護サービス科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>
<p>手溶接、半自動溶接及びティグ溶接に関し、厚生労働省人材開発統括官が定める試験に合格した者であつて、厚生労働省人材開発統括官が定める資格を有し必要な技能を有すると認められる者</p>	<p>溶接科に係る実技試験の全部</p>

4 受験資格

(1) 次のいずれか一つに該当する者は、試験を受けることができるものとする。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

令和2年9月12日（土）午前11時20分から

6 試験場所

水戸市青柳町4193 茨城県建設技術研修センター

7 受験手続

(1) 受験申請書類

受験申請書及び写真（申請前 6 ヶ月以内に撮影した正面脱帽のカラー写真で、サイズが縦40mm、横30mmとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(2) 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者にあつては、前記 3 のうちいずれかに該当することを証する書類

(3) 申請書類の提出先

〒310-8555 水戸市笠原町978番 6

茨城県産業戦略部労働政策課

(4) 申請書類の提出期間

令和 2 年 7 月 15 日 (水) から令和 2 年 7 月 31 日 (金) まで

(5) 受験手数料

受験手数料は、3,100円である。

手数料の納付は、茨城県収入証紙を受験申請書に貼付するか又は「いばらき電子申請・届出サービス」より電子納付するものとする。

(6) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合格発表

令和 2 年 9 月 25 日 (金) に合格した者の受験番号を茨城県産業戦略部労働政策課ホームページに掲載するとともに本人あて通知する。

9 その他

(1) 受験申請用紙は、茨城県産業戦略部労働政策課において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（A 4 判サイズ用）にあて先明記のうえ140円切手を貼り、茨城県産業戦略部労働政策課に申し込むこと。

(3) 受験に対する注意事項（参集時間、携帯品等）は、後日受験者に通知する。

(4) 試験について不明な点は、茨城県産業戦略部労働政策課技能振興グループに問い合わせること。

電話 029 (301) 3656

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)